

京都市農業指導所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第135号

京都市農業指導所規則の一部を改正する規則

京都市農業指導所規則の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中 「所 長 3人」 を 「所 長 農政係長 指導係長 施設係長」 に改め、同条を第2

条とする。

第4条第3項中「所掌事務を掌理し、所属職員」を「担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これ」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

第6条各号列記以外の部分中「である」を「とする」に改め、同条第2号中「並びに農家の生活改善」を削り、同条中第14号を第17号とし、第7号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、同条第6号中「農地」を「前2号に掲げるもののほか、農地」に改め、同号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 里道及び農業用水路等に係る境界の明示に関すること。

第6条第5号の次に次の2号を加える。

(6) 京都市里道管理条例による里道(専ら農業の用に供するものに限る。以下同じ。)の管理に関すること。

(7) 京都市水路等管理条例による農業用水路等の管理に関すること。

第6条を第5条とする。

第7条中「係の分掌する」を「係長の担当する」に改め、同条を第6条とする。

別表西部農業指導所の項中「, 右京区」の右に「(京北農林事務所の所轄区域を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)